

地域の労働者と青年の結集をめざす

# 横三労連新聞

第45号

2010年6月25日発行

http://www.yokosan.info/index.htm e-mail:yv2t-tnk@asahi-net.or.jp docomo

au/ソフトバンク

〒238-0006 横須賀市日の出町2-9 046-823-0210 (内線433)



10.5.29 横三労連定例宣伝さいか屋前

## 軍転法60周年で、市民団体が集会を開催！！

6/20、「みんなで語ろう！軍転法」（主催非核市民宣言運動・ヨコスカ）が開催され、呉からも参加者が駆けつけるなか、「軍転法」のもつ意義と、今の横須賀の抱えている課題、吉田市政の在り方など活発な意見が出されました。

大倉弁護士は、憲法9条の具体的な実践としての軍転法の特質、平和産業港湾都市建設への市長の責務の継続性、市民の同意なくしては破棄・改正できない軍転法の役割について語りました。瀧川市議は市の財政や市民へのアンケート調査から見た横須賀基地や基地を観光資源とした吉田市政の「シティーセールス」の問題点についても語りました。横三労連の田中事務局長は戦後、横須賀から独立した逗子市に住んでいた経験から、同市への「軍転法」適用について報告しました。

## 水谷神奈川労連議長が、県労働委員に！

少し古いニュースですが、4月19日、第38期神奈川県労働委員会の労働者委員として、水谷正人・神奈川労連議長が任命されました。

神奈川労連は、県当局に対して県下に2つのローカルセンターが存在するも、連合神奈川及び同系列組合が推薦する者のみを任命する差別的な不公平を改め、組織人数比に応じ男女が共同参画する公平・公正な任命を求めてきました。

年の地裁判決では、事実上の勝利判決を獲得したこと。

(4)04年4月からスタートした労働審判制度において、神奈川労連推薦審判員が4人任命されたこと。

このような上げ潮の情勢の中、横三労連は引き続き宣伝行動を強めています。上の写真は5/29、大滝商店街での普天間基地問題の宣伝の様です。

任命獲得の要因は4つあります。

- (1)要求実現力発揮、県政の発展にとって重要な課題と位置づけ、一貫してとりこんできたこと。
- (2)10万人を超える組織勢力に発展してきたこと。
- (3)2回の裁判闘争をたたかい、08



## 労働相談が、続々と寄せられています！

先月、歯科医院で働く若い女性Aさんを、神奈川県医労連個人加盟組合に迎え入れた事を書きましたが、その後も横三労連には、続々と労働相談が寄せられています。県職労組合員の連れ合いさん（看護師）からは、突然雇止めされた事務パート女性からの相談が寄せられ、医労連が対応しました。また、運転手当不支給の問題では、全国一般が対応しています。

また呉市から駆けつけた大月純子さんは同市での基地反対の取り組みについて紹介し、参加者と交流しました。